

泊江市路上喫煙等の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

（１）実施期間

平成 30 年 1 月 1 日（月曜日）～ 2 月 1 日（木曜日）

（２）資料の閲覧場所

- ①環境政策課窓口
- ②市ホームページ
- ③公民館
- ④あいとびあセンター
- ⑤市内たばこ店（任意）

（３）パブリックコメント提出方法

- ①市ホームページの専用フォーム
- ②電子メールによる送信
- ③郵送による送付
- ④環境政策課への書面による提出
- ⑤ファクスによる送信

（４）提出できる者の範囲

市内在住・在学・在勤の方および市内に事業所等を有する方

（５）提出数

提出者数	11 件
意見等件数	21 件

意見	区分	要旨	回答
1	路上喫煙	路上喫煙の現状及び制限の方向性は理解できる。	現行条例では、重点地区内において、指定喫煙所以外での路上喫煙を禁止しており、改正案では、路上喫煙及び歩行喫煙に対し、新たに罰則規定を設けています。
2	喫煙場所	喫煙所を増加してほしい。	本条例は、路上喫煙等によって生じる危険・迷惑防止のための喫煙マナーの向上と、喫煙者と非喫煙者の共存が可能な地域環境の確保を目的としております。国や都の受動喫煙対策により、屋内の喫煙に対する規制が強くなることを見込まれています。市ではその状況を勘案し、屋外の喫煙所において適切なスペースを確保することで、非喫煙者だけでなく喫煙者にとっても快適な環境づくりに努めます。
3		加熱式たばこが普及したことから、狛江市が管理している大型の喫煙所をひとまわり大きくしてほしい。	
4		もうすこし喫煙所を設置すべき。 禁煙区域を広げても、喫煙所を設置しないと、指導員の目が届かないと何の意味もないのでは。	
5		喫煙所がなくなった場合、ポイ捨てや歩きたばこをする人の増加が想定されることから、喫煙所は撤去すべきでない。	
6		狛江駅北口前の喫煙所で、はみ出している人が多いからと、喫煙所を撤去した場合、逆にその場所での喫煙の問題も発生してしまうのではないか。 最低限、現状のスペースは残すべき。	
7		駅前の喫煙所がなかったころに比べて、ポイ捨ては減っていると思う。 駅前喫煙所は維持すべきである。	
8		たばこ販売店は、喫煙者のためにスタンド灰皿を設置すべき。	

9	罰則規定	<p>基本的に改正案には賛成である。未だマナーの悪い喫煙者がいることを残念に思う。過料の上限20,000円は、適切な金額であると考え。徴収する際は、一度目は10,000円、二度目以降は20,000円など段階的に引き上げる方法が考えられる。</p>	<p>本年度実施した現況調査によると、歩行喫煙及びたばこのポイ捨てなどの状況は、平成23年度に実施した状況調査と比べて大幅に改善されています。しかし、指導員による巡回が始まった平成27年度以降、歩行喫煙及びたばこのポイ捨てなどの違反を注意した際、無視及び反論するなどの反応をされる場合があると報告がされていたため、本条例の改正に至っております。</p> <p>徴収する金額については、他自治体を参考としながら、段階的な徴収方法についても合わせて検討してまいります。</p>
10		<p>歩きたばこ・たばこのポイ捨てについては、現状より規制を強化することで良いと思う。</p>	<p>現行条例では、市内全域で歩行喫煙及びたばこのポイ捨てが禁止されています。本条例の改正案では、重点地区内における規制を強化し、歩行喫煙及び路上喫煙について、新たに罰則規定を設けております。</p> <p>また、改正後の状況により、必要があればさらなる規制の強化、必要がなくなれば規制緩和するなど見直しを検討します。</p>
11	条例の目的	<p>喫煙者の多くは、マナーを守って吸っており、マナーを守らない人はほんの一部だと思う。禁止にすることでマナーを守って吸っている人が不便になってしまうのはおかしいと思う。</p>	<p>本条例は、路上喫煙等によって生じる危険・迷惑防止のための喫煙マナーの向上と、喫煙者と非喫煙者の共存が可能な地域環境の確保を目的としており、喫煙行為自体を禁止するのではなく、歩行喫煙、たばこのポイ捨て及び重点地区内における指定喫煙所以外での路上喫煙を禁止しております。</p>
12	指導	<p>喫煙者と非喫煙者の共生のためには、喫煙者向きのフォローが不足している。ルールを守っている喫煙者に対し、非喫煙者の意図的な咳払いなどの嫌がらせ行為に対しても、指導をするなど、指導員の対応もブラッシュアップすべき。</p>	<p>本条例は、路上喫煙等によって生じる危険・迷惑防止のための喫煙マナーの向上と、喫煙者と非喫煙者の共存が可能な地域環境の確保を目的としております。条例の周知、適正な指導及び喫煙所の整備の推進をすることで、非喫煙者だけでなく、喫煙者にとっても快適な環境づくりに努めます。</p>
13		<p>重点地区で充分であると考えことから、駅前での指導員を3人以上増やすのは税金の無駄遣いであると思う。</p> <p>喫煙所の徹底をアピールすることが適切であり、指導員の増量は反対する。</p>	<p>指導員による見回りについては、苦情などの情報をもとに巡回経路及び適正な人数の配置などを検討しながら、条例の実効性を確保できる体制を構築できるよう努めてまいります。</p>

14	周知啓発	本条例に賛同する。外国人が平然と歩きたばこをしている場面を何度も目撃したことから、条例、ポスター、ステッカーなどに英語表記をすることで、外国人への周知徹底をすべき。	外国人への周知徹底につきましては、目に触れやすい街中などにおいて、周知用ツール(看板・ステッカー・ポスターなど)への外国語表記及び分かりやすい絵などを記載することで対応する予定です。
15		啓発用のティッシュの絵柄に安安丸はどうか。	できる限り周知効果の高いデザインにできればと思います。ご意見の一つとして参考とさせていただきます。
16		読む人が少ない広報だけでなく、長時間かけて市民がわかるように周知する必要がある。	条例制定後、広報だけでなく、チラシ・ポケットティッシュなどの様々な周知ツールを活用しながら、約半年間かけて周知を行うとともに、施行後につきましても、条例についてご理解・ご協力いただけるよう、引き続き周知徹底に努めてまいります。
17	加熱式たばこ	当初は、加熱式たばこと差別化を図ることに賛成である。	<p>現行条例では、「たばこ」と記載していましたが、改正案では、加熱式たばこへの対応を明確にするため、たばこ及び加熱式たばこを、それぞれ条例の「用語の定義」の欄に明記し、区別しています。</p> <p>加熱式たばこについては、同じ喫煙行為であることに変わりがないことから、マナーの観点より規制の対象に含めて取り扱いますが、健康被害の観点から罰則規定からは除外しています。ただし、今後の健康被害にかかる科学的知見の進展状況に応じて、加熱式たばこに罰則を適用するなどの取り扱いを検討します。</p> <p>なお、駅周辺の重点地区内において路上喫煙を禁止しておりますが、指定された喫煙場所では喫煙することができます。</p>
18		加熱式たばこは、紙巻たばこと同じ扱いであるとする。	
19		加熱式たばこは、周囲に人がいない場所であれば、喫煙所でもなくても吸って問題ないと思う。普通のたばこと同じように規制するのはやりすぎである。	
20		加熱式たばこのような火や煙がでないたばこまで条例として取り扱う必要があるのか疑問である。たばこを吸っているように見えるが、周りに対して危険性がないという意味では、禁煙パイポ等と近いと思う。各店舗で取り決めるのはやむを得ないと思いますが、市としては周りに影響がある普通のたばこの規制に留めるべき。	
21		火の危険もなく、煙、においの迷惑も普通のたばこ比べてかなり少ないのに、駅周辺での喫煙を禁止するのはやりすぎであると思う。	